

◎受験資格特例教習について

大型一種免許や二種免許における免許取得条件である「21歳以上、かつ普通免許または準中型免許を3年以上保有している方」が、「19歳以上、かつ普通免許または準中型免許を1年以上保有している方」に引き下げられる教習です。(中型免許においては「20歳以上、かつ普通免許または準中型免許を2年以上保有している方」が、「19歳以上、かつ普通免許または準中型免許を1年以上保有している方」に引き下げられます。)

通常の受験資格			
	中型免許	大型免許	二種免許
年齢	20歳以上	21歳以上	
運転経験	2年以上	3年以上	

※運転経験は普通免許以上の運転経験



特例教習受講後の受験資格			
	中型免許	大型免許	二種免許
年齢	19歳以上	19歳以上	
運転経験	1年以上	1年以上	

※運転経験は普通免許以上の運転経験です。

※特例教習は普通車で実施します。

※「受験資格特例教習」は免許取得条件を引き下げるための教習で、この教習だけでは免許取得にはなりません。

※「特例教習」を受講後、あらためて取得したい免許の教習(当校では大型一種・中型一種・普通二種を実施)を受講する必要があります。

<特例教習の種類>

●年齢資格を満たしていない場合	→	年齢過程
●経験年数を満たしていない場合	→	経験過程
●年齢・経験年数ともに満たしていない場合	→	年齢・経験過程

<入校資格>

・年齢等 19歳及び運転経験1年に達する1か月前から(年齢・経験等の入校資格に関しては直接お問い合わせください。)

・視力等 片眼それぞれ0.5以上両目で0.8以上 深視力(奥行検査を3回行い平均誤差が2センチメートル以内)

※大型等に準じた視力検査を行います。

【注意事項】

◎若年講習について

特例教習により受験資格の年齢条件を引き下げて取得した大型等の免許取得者は、本来の受験資格年齢に達するまでの期間は若年運転者講習の対象者となり、

○第二種免許・大型免許 → 21歳に達するまでの期間

○中型免許 → 20歳に達するまでの期間

に基準に該当する違反を行った場合、講習(若年運転者講習)の受講が義務付けられます。また、若年運転者講習受講後に基準に該当する違反を再び行った場合は、特例免許が取り消される場合があります。